

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	豊富町地方税賦課関連事務 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊富町は、地方税賦課関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

地方税賦課関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、個人情報取扱特記事項を含めた契約を締結している。

## 評価実施機関名

北海道豊富町長

## 公表日

令和5年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課関連事務
②事務の概要	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</li> <li>・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。</li> </ul> <p><b>【特定個人情報を取り扱う事務】</b></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理事務（個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）</li> <li>2.収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理事務</li> <li>3.滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理事務</li> <li>4.納税者の宛名情報の特定や突合を行う統合宛名管理事務</li> </ol> <p><b>【事務処理の流れ】</b></p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例、番号法に基づく町税の賦課徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。</li> <li>②納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。</li> <li>③番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供をする。</li> <li>④必要に応じて納税者や申告書等の内容を調査する。</li> <li>⑤②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書を送付する。</li> <li>⑥①～④により課税した内容について納税者に納税通知書を送付する。</li> <li>⑦納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。</li> <li>⑧納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。</li> <li>⑨納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。</li> <li>⑩⑨に係る納税証明書を発行する。</li> <li>⑪賦課情報に基づき、申請に応じて課税・所得・評価等の証明書を発行する。</li> <li>⑫納税者からの納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。</li> <li>⑬督促した納税者から納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。</li> </ol> <p>なお、これらの事務に関しては番号法別表第二に基づき各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を実施する。</p>
③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納情報ファイル、統合宛名情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表第一 項16 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・別表第二における情報照会  番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第二 項27  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p> <p>・別表第二における情報提供  番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第二 項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>豊富町財政課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>財政課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>豊富町(総務課行政係) 北海道天塩郡豊富町大通6丁目</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>豊富町(総務課行政係) 北海道天塩郡豊富町大通6丁目 TEL 0162-73-1025</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年12月31日 時点	平成27年9月1日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
平成27年9月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年12月31日 時点	平成27年9月1日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため
平成28年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	必要なシステム名称を追記したため
平成28年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項27、28、42  ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項1、2、3、4、6、8、9、10、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、93、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項27、28、42  ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項1、2、3、4、6、8、9、10、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、93、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	事後	法令上の根拠を見直ししたため
平成28年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務課長 小泉 幸一	参事 小泉 幸一	事後	人事異動のため
平成28年10月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年9月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
平成28年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年9月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため
平成29年6月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納情報ファイル、統合宛名ファイル	個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納情報ファイル、統合宛名情報ファイル	事後	ファイル名の見直しをしたため
平成29年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 項16	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 項16 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	法令上の根拠を見直ししたため
平成29年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項27、28、42  ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項1、2、3、4、6、8、9、10、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、93、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項27 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条  ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第二 項1、2、3、4、6、8、9、10、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、93、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第21条	事後	法令上の根拠を見直ししたため
平成29年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	参事 小泉 幸一	副町長兼総務課長 小泉 幸一	事後	人事異動のため
平成29年6月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年10月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
平成29年6月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年10月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため
平成30年9月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、国税連携システム	事後	必要なシステム名称を追記したため
平成30年9月21日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納情報ファイル、統合宛名情報ファイル	個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納情報ファイル、統合宛名情報ファイル、国税連携ファイル	事後	ファイル名の見直しをしたため
平成30年9月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日 時点	平成30年9月1日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
平成30年9月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日 時点	平成30年9月1日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	副町長兼総務課長 小泉 幸一	総務課長兼地域振興室長	事後	様式変更のため
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年9月1日 時点	令和1年6月3日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年9月1日 時点	令和1年6月3日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため
令和1年6月21日	IVリスク対策	なし	新規記載	事後	様式変更のため
令和1年6月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条 第1項 別表第一 項16	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条 第1項 別表第一 項16 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第16条	事後	法令上の根拠を見直ししたため
令和2年7月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	豊富町総務課	豊富町財政課	事後	機構改革のため
令和2年7月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	総務課長兼地域振興室長	財政課長	事後	機構改革のため
令和2年7月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和1年6月3日 時点	令和2年7月3日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
令和2年7月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和1年6月3日 時点	令和2年7月3日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため
令和3年7月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条 第7号	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条 第8号	事前	法改正(令和3年9月1日施行) に伴う変更のため
令和3年7月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二 項1、2、3、4、6、8、9、10、11、16、 18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、 39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、 64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、 87、91、92、93、94、97、101、102、103、106、 107、108、113、114、115、116、117、120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4 条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第 13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21 条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、 第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26 条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、 第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35 条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40 条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、 第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条 の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58 条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59 条の2の3、第59条の3	別表第二 項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、 20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、 38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、 62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85 の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、 107、108、113、114、115、116、117、120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4 条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第 13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21 条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、 第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26 条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、 第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35 条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40 条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、 第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条 の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58 条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59 条の2の3、第59条の3	事後	法令上の根拠を見直ししたため
令和3年7月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年7月3日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
令和3年7月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年7月3日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため
令和4年7月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条 第8号 別表第二 項27 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第20条  ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条 第8号 別表第二 項1、2、3、4、6、8、9、11、 16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、 35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、 59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、 80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、 103、106、107、108、113、114、115、116、117、 120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4 条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第 13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21 条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、 第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26 条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、 第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35 条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40 条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、 第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条 の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58 条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59 条の2の3、第59条の3	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条 第8号 別表第二 項27 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第20条  ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条 第8号 別表第二 項1、2、3、4、6、8、9、11、 16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、 35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、 59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、 80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、 103、106、107、108、113、114、115、116、117、 120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4 条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第 13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21 条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、 第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26 条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、 第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35 条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条 の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の 4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49 条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第 55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59 条の2の3、第59条の3	事後	法令上の根拠を見直ししたため
令和4年7月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
令和4年7月8日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第二 項27 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条  ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第二 項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3	・別表第二における情報照会 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第二 項27 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条  ・別表第二における情報提供 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第二 項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4	事後	法令上の根拠を見直したため
令和5年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	豊富町(総務課行政係) 北海道天塩郡豊富町 大通6丁目 TEL 0162-82-1001	豊富町(総務課行政係) 北海道天塩郡豊富町 大通6丁目 TEL 0162-73-1025	事後	直通電話回線を整備したため
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	対象人数の見直しをしたため
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	取扱者数の見直しをしたため